

居宅（介護予防）サービス計画作成 依頼届出書に係る取り扱いについて

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を必ずサービス利用の前に提出してください。

サービス利用の予定がある場合、届出は事前に必要となります。認定申請中の場合、結果が出るまで約1ヵ月かかることがあります。届出書は必ず提出してください。

* 新規申請の場合

認定結果が出る前にサービスを暫定利用する場合は、必ず事前に居宅の届出が必要です。提出された届出書は、認定結果が出るまで保留し、届出日で居宅介護支援事業所を登録します。結果が要支援の場合は「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」に差し替えます。

* 要支援の区分変更申請の場合

サービスを引き続き利用する場合、必ず区分変更申請時に届出書を提出してください。居宅届の適用開始年月日は届出日以降の日付を有効として取り扱います。そのため、区分変更の提出日以降も引き続きサービスを利用する場合は、区分変更申請提出日に居宅届を提出してください。

* 例外的に異動日が祝祭日等の閉庁日だった場合、閉庁日の翌日に異動日での届出書を受け付けます。